

○青山学院大学理工学部動物実験等に関する取決め

(2021 年 10 月 18 日理工学部ライフサイエンス委員会承認)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この取決めは、理工学部及び理工学研究科(以下「本学部」という。)において行う動物実験等を適正かつ安全に行うため、法令等及び青山学院大学理工学部ライフサイエンスに関する規則(以下「規則」という。)の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この取決めにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に規定するところによる。

- (1) ライフサイエンス研究等 規則第 2 条第 1 項各号に規定するものをいう。
- (2) 動物実験等 実験動物を教育又は試験研究の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (4) 動物飼養室 実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。
- (5) 動物実験室 実験動物に実験操作(48 時間以内の一時的保管を含む。)を行う施設及び設備をいう。
- (6) 施設等 本学部が所管する動物飼養室及び動物実験室をいう。
- (7) 委員会 規則第 5 条第 1 項に規定する理工学部ライフサイエンス委員会をいう。
- (8) 研究責任者 規則第 2 条第 2 項に規定する研究責任者で動物実験等の実施を含むライフサイエンス研究等を遂行する者をいう。
- (9) 研究担当者 規則第 2 条第 3 項に規定する研究担当者のうち動物実験等を実施する者をいう。
- (10) 管理者 実験動物及び施設等を維持管理する者をいう。
- (11) 実験動物管理責任者 (以下「管理責任者」という。) 管理者を補佐し、実験動物の飼養及び保管に係る管理を担当する者をいう。
- (12) 法令等 次に掲げるものをいう。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)
 - ロ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。)

- ハ 動物の殺処分方法に関する指針(平成 7 年総理府告示第 40 号)
 - ニ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。)
 - ホ 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年日本学術会議)その他動物実験等に係る法令、通達等
 - ヘ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 54 年条例第 35 号)
- (13) 3R の原則 次のものをいう。
- イ Replacement(代替法の利用) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
 - ロ Reduction(使用数の削減) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
 - ハ Refinement(苦痛の軽減) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。
- (14) 諸規則 学校法人青山学院が定める諸規則をいう。

(遵守事項)

第 3 条 動物実験等に携わる全ての者は、法令等を遵守し、規則その他の諸規則、この取決め、3R の原則に従って、適正かつ安全に動物実験等を実施しなければならない。

第 2 章 学長、管理者及び管理責任者の責務等

(学長の責務)

第 4 条 動物実験等に係る学長の責務については、規則第 4 条第 1 項の規定による。

(管理者の責務)

第 5 条 管理者は、理工学部長とする。

2 動物実験等に係る管理者の責務については、規則第 4 条第 2 項の規定による。

(管理責任者の責務)

第 6 条 本学部に管理責任者 1 名を置く。

2 管理責任者は、青山学院大学理工学部ライフサイエンス委員会に関する要綱第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する委員の中から、管理者が委嘱する。

3 管理責任者の任期は、2 年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 管理責任者は、再任されることができる。

- 5 管理責任者は、委員会との緊密な連絡の下に、次に掲げる任務を遂行する。
- (1) 動物実験等が、3R の原則にのっとり法令等、諸規則、この取決め及び 3R の原則に基づき、適正に行われているか確認すること。
 - (2) 施設等の管理及び保全
 - (3) 緊急事態発生時の措置を講じること。
 - (4) 前 3 号に規定するもののほか、管理者の指示に基づき、実験動物の飼養及び保管について必要な措置を講じること。

第 3 章 動物実験等の実施等

(動物実験等の実施に係る申請手続)

第 7 条 動物実験等の実施に係る申請手続については、規則第 6 条の規定による。

(動物実験等の実施)

第 8 条 動物実験等の実施については、規則第 7 条の規定による。

(研究責任者の責務)

第 9 条 研究責任者は、動物実験等の実施に当たっては、次に掲げる責務を有する。

- (1) 動物実験等に係る計画の立案及び実施に際し、管理責任者との緊密な連絡の下に、動物実験等全体の適切な管理及び監督に当たること。
- (2) 3R の原則のうち Replacement (代替法の利用) を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 3R の原則のうち Reduction (使用数の削減) を考慮して、実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 3R の原則のうち Refinement (苦痛の軽減) を考慮して、動物実験等を適切に行うとともに、苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- (5) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、当該実験に関係する法律、政令、省令等及び諸規則を遵守すること。

(研究担当者の責務)

第 10 条 研究担当者は、研究責任者の指示に従い、動物実験等を実施しなければならない。

- 2 研究担当者は、管理責任者の指示に従い、実験動物の飼養又は保管を行わなければならない。

(動物実験等の終了又は中止)

第 11 条 動物実験等の終了又は中止については、規則第 8 条の規定による。

第 4 章 施設等

(施設等の維持管理及び改善)

第12条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(動物飼養室の設置)

第 13 条 研究責任者は、動物飼養室を設置(変更を含む。以下同じ。)する場合は、所定の設置申請書を管理責任者を通じて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書等が提出された場合には、委員会に対して、設置しようとする動物飼養室に係る審査を依頼する。
- 3 委員会は、審査の後、速やかに審査結果を管理者に報告する。
- 4 管理者は、前項に規定する報告に基づき、動物飼養室の設置の可否を決定し、文書により第 1 項の研究責任者に通知する。この場合において、委員会が当該動物飼養室の設置を不承認とした場合は、その設置を許可してはならない。
- 5 研究責任者は、施設管理者の承認を得た動物飼養室でなければ、当該動物飼養室での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(動物飼養室の要件)

第 14 条 動物飼養室は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼養設備を有すること、機材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造であること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(動物実験室の設置)

第 15 条 動物実験室の設置については、第 13 条の規定を準用する。

- 2 研究責任者は、管理者の承認を得た動物実験室でなければ、当該動物実験室での実験動物への実験操作を行うことができない。

(動物実験室の要件)

第 16 条 動物実験室は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(施設等の廃止)

第 17 条 研究責任者は、施設等を廃止しようとする場合は、所定の廃止届を、管理責任者を通じて施設管理者に提出しなければならない。

- 2 研究責任者は、必要に応じて、管理責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲渡するよう努めるものとする。
- 3 第 1 項の廃止に当たっては、研究責任者は、管理者の指示に基づき施設等の備品の処分、清掃等を行い、当該管理者の確認を受けなければならない。

第 5 章 実験動物の飼養及び保管

(飼養及び保管に係るマニュアルの作成等)

第 18 条 管理責任者は、実験動物の飼養及び保管に係るマニュアル(以下「飼養保管マニュアル」という。)を作成し、研究責任者及び研究担当者に周知し、及びこれを遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 19 条 管理責任者、研究責任者及び研究担当者は、飼養保管基準及び飼養保管マニュアルを遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第 20 条 研究責任者は、実験動物の導入に当たり、法令等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

- 2 研究責任者は、マウス又はラットを購入する場合は、原則として、SPF(specific pathogen free)であるものを購入しなければならない。

- 3 研究責任者は、実験動物の導入に当たり、周辺環境の汚染や周辺動物への感染及び研究責任者、研究担当者等への感染を防止するため、遺伝子学的品質、微生物学的品質の確認に留意しなければならない。
- 4 研究責任者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じるものとする。

(給餌及び給水)

第21条 研究責任者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な給餌及び給水が行われるよう管理しなければならない。

(実験動物の健康管理)

第22条 研究責任者は、実験動物が実験目的以外の傷害を受けることを防止し、又は疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行う。

- 2 研究責任者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うために必要な環境の確保を行う。
- 3 研究責任者は、実験動物が動物実験等の目的以外の傷害を受け、又は疾病にかかった場合には、適切な治療等を行う。

(異種又は複数動物の飼養)

第23条 管理責任者及び研究責任者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合、その組合せを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第24条 研究責任者は、実験動物の入手先、飼養履歴及び病歴等に関する記録を整備し、及び保存しなければならない。この場合において、当該保存をする期間は、当該記録の作成日を含む年度の翌年度から5年間とする。

- 2 研究責任者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、管理責任者を通じて管理者に報告しなければならない。
- 3 管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、当該報告について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第25条 研究責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法及び感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第 26 条 研究責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準及び飼養保管マニュアルを遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めるものとする。

第6章 安全管理

(危害防止等)

第27条 学長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等について、委員会の審議を経て、あらかじめ決定するものとする。

- 2 人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設等外に逸走させた者又は逸走したことを発見した者は、速やかに、管理責任者を通じて管理者及び学長に、また、当該逸走について関係する行政機関に報告しなければならない。
- 3 前項に規定する報告を受けた学長は、適宜、必要な措置を講じるものとする。
- 4 学長は、管理責任者、研究責任者及び研究担当者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、その予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。
- 5 学長は、毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途決定するものとする。
- 6 学長は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急事態発生時の措置等)

第 28 条 緊急事態発生時の措置は、規則第 11 条の規定を適用する。

- 2 前項に規定するもののほか、管理責任者は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の防止に努めるものとする。

(健康管理)

- 第 29 条 管理責任者、研究責任者及び研究担当者は、自己の健康保持に努め、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかったとき及び実験動物による咬傷等を受けたときは、研究担当者にあつては研究責任者を通じて管理責任者及び管理者に、研究責任者にあつては管理責任者を通じて管理者に、管理責任者にあつては管理者に報告しなければならない。
- 2 管理者は、前項に規定する報告を受けた場合は、必要な措置を講じるとともに、当該措置について学長に報告しなければならない。

(教育訓練)

第30条 管理者は、管理責任者、研究責任者及び研究担当者に対し、動物実験等の開始前に法令等、諸規則、この取決め及び3Rの原則を熟知させるとともに、規則第4条第2項第5項の教育、研修として次に掲げる事項に係る教育訓練を行わなければならない。

- (1) 法令等、諸規則、この取決め及び3Rの原則
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) 前各号に規定するもののほか、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を学長に報告し、その記録を保存しなければならない。この場合において、当該保存をする期間は、当該教育訓練の実施日を含む年度の翌年度から5年間とする。

第7章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第31条 学長は、規則第4条第1項第6号に規定する動物実験に係る自己点検・評価(以下「自己点検・評価」という。)を行うに当たり、次の事項に係る自己点検・評価の実施を委員会に依頼する。

- (1) 基本指針への適合性
 - (2) 飼養保管基準の遵守状況
 - (3) 動物実験等の実施状況等
 - (4) 実験動物の飼養保管状況
- 2 委員会は、前項の自己点検・評価を実施し、その結果を、管理者を通じて学長に報告しなければならない。この場合において、委員会は、研究責任者及び研究担当者に、自己点検・評価のための資料の提出を求めることができる。
- 3 研究責任者及び研究担当者は、前項後段に規定する資料の提出を求められた場合は、動物実験等の遂行に著しい支障のない限り、これに応じるものとする。
- 4 学長は、規則第4条第1項第6号後段の規定により、自己点検・評価の結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を受けるよう努めるものとする。

第9章 補則

(準用)

第32条 実験動物以外の両生類及び魚類を利用する動物実験等については、この取決めを

準用する。

(この取決めの運用に必要な事項)

第 33 条 この取決めの運用に必要な事項は、委員会及び管理者の意見を聴いた後、学長が決定する。

(改廃手続)

第 34 条 この取決めの改廃は、委員会及び管理者の意見を聴いた後、学長がこれを行う。

附 則

この取決めは、2021 年 10 月 19 日から施行し、2021 年 4 月 1 日から適用する。